

## 駒ヶ根市「低入札価格調査基準価格の算定」の改正について

平成31年4月22日  
駒ヶ根市総務部財政課

当市では公共工事の品質確保を図る観点から、国土交通省の基準に準じて「低入札価格調査制度」を導入し、適正価格での契約を推進しているところです。

平成31年3月29日、国土交通省は低入札価格調査基準価格の設定範囲の見直しを行うとともに、ダンピング対策の更なる徹底を図るよう各地方公共団体に要請がなされました。

上記趣旨を踏まえ、国土交通省の改正に準じて下記のとおり低入札価格調査基準価格の設定範囲を改正します。

なお、「低入札価格調査制度事務処理要領」改正版及び「新旧対照表」は別途当市ホームページに掲載しますのでご覧下さい。

### 記

#### 1 改正内容

【 現 行 】	【 改 正 】
【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10	【範囲】 予定価格の <u>7.5/10~9.2/10</u>
【算定式】 直接工事費×0.97	【算定式】 直接工事費×0.97
共通仮設費×0.90	共通仮設費×0.90
現場管理費×0.90	現場管理費×0.90
一般管理費×0.55	一般管理費×0.55

#### 2 適用年月日及び適用案件 平成31年5月1日以降入札公告又は指名通知を行う工事